

大阪市監査委員	森	伊 吹
同	森	恵 一
同	岡 田	妥 知
同	福 田	武 洋

令和 6 年度監査委員監査結果報告の提出について

(行旅死亡人に関する事務)

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条の規定による監査を実施し、その結果に関する報告を以下のとおり決定したので提出する。

第 1 大阪市監査委員監査基準への準拠

本監査は、大阪市監査委員監査基準に準拠して実施した。

第 2 監査の種類

地方自治法第 199 条第 1 項及び第 5 項の規定に基づく財務監査

地方自治法第 199 条第 2 項の規定に基づく行政監査

第 3 監査の対象

1 対象事務

行旅死亡人^(注)に関する事務

- ・ 主に直近事業年度及び進行事業年度を対象とした。

(注) 行旅死亡人の対象となる範囲は、行旅病人及行旅死亡人取扱法（明治 32 年法律第 93 号。以下「法」という。）

第 1 条に規定されており、行旅死亡人取扱事務の手引き（福祉局作成。以下「手引き」という。）において、「行旅中に死亡し、引取者のない者」「行旅中でなくとも住所・居所若しくは氏名が不明で引取者のない死亡者」「引取者のない死胎（準行旅死亡人）」と記載されている。

2 対象所属^(注)

福祉局、此花区役所、港区役所、大正区役所及び浪速区役所

(注) 福祉局は、監査の対象事務を所管する所属として対象所属とした。また、実地調査は、取扱機関である全区役所に対して予備調査を実施した結果、4 区役所（此花区役所、港区役所、大正区役所及び浪速区役所）を選定し実施した。

第4 監査の着眼点

監査の実施に当たり、重要リスク及び監査の着眼点を次のとおり設定した。

重要リスク	監査の着眼点	監査の結果
(1) 行旅死亡人に関する事務が適切に行われず、市民からの信用が失墜するリスク	ア 規程・マニュアル等が適切に整備、周知されているか。	—
	イ 区役所においてマニュアル等に沿って適切に手続が行われているか。	指摘事項 1
(2) 費用の弁償手続や遺留金品の処理に関する事務等が適切に行われず、本市に損害が発生するリスク	ア 区役所において費用弁償請求に関する手続が適切に行われているか。	指摘事項 1
	イ 区役所において遺留金品の処理が適切に行われているか。	—

(注) 監査の結果欄の「—」の項目については、今回の監査の対象範囲において試査等により検証した限り、指摘に該当する事項が検出されなかったことを示すものである。

第5 監査の主な実施内容

監査手続は試査を基本とし、質問・閲覧等の手法を組み合わせ実施した。

第6 監査の結果

第1から第5までの記載事項のとおり監査した限り、重要な点において、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていることがおおむね認められた。

ただし、是正又は改善が必要な事項は以下のとおりである。

1 身元が判明した場合の相続人等への通知に係る手続について改善を求めたもの

【大正区役所、浪速区役所に対して】

法第10条において、行旅死亡人の住所、居所及び氏名が判明している場合は、市町村は速やかに相続人に通知し、相続人が明らかでない場合は扶養義務者又は同居の親族に通知しなければならないと規定されている。また、法第11条において、行旅死亡人取扱いの費用は、まず遺留金又は有価証券を充て、なお不足する場合は相続人の負担とし、相続人より弁償を得られない場合は、死亡人の扶養義務者が負担すると規定されている。

今回の監査において、相続人等への通知及び費用弁償請求の状況について調査したところ、次のことが判明した。

大正区役所は、身元が判明している行旅死亡人1件について、令和6年7月17日に警察署から当該行旅死亡人の兄と長男が引取りを拒否しているとして遺体の引渡しを受けた際に、両者の電話番号の情報提供を受けており、同年8月26日に両者に架電して住所を聴取していたが、相続人等に係るその後の調査は3か月以上経過した同年12月9日まで着手していなかつ

た。

大正区役所によれば、まず他の相続人等へ行旅死亡人として取り扱った旨の通知を行い、費用弁償請求に関する検討を行う方針としていたものの、他の業務に追われ、相続人調査に係る戸籍謄本等の請求に着手するまで日数を要したとのことであった。また、相続人等への通知や費用弁償請求に係る事務処理について、担当課において組織的な進捗管理はされていなかった。

これは、行旅死亡人の相続人等に対する通知は速やかに行わなければならないところ、組織的に進捗状況を確認する仕組みがなかったことが原因である。

また、浪速区役所は、身元が判明している行旅死亡人1件について、警察署から、生存遺族である兄2名のうち1名は引取りを拒否し、もう1名は連絡が取れないとして、遺体の引渡しの際に連絡が取れなかった遺族の住所について情報提供を受けていたが、行旅死亡人に関する通知は行っていなかった。

浪速区役所によれば、警察署から引き継がれた時点で引取者がいないことは十分調査できていると考え、区役所が更に遺族と連絡を取らなければならないとの認識がなかったとのことであった。また、相続人等への通知や費用弁償請求に係る事務処理について、担当課において組織的な管理はされていなかった。

これは、警察署から、遺族と連絡が取れなかったとして引き継がれた行旅死亡人について、本市からの連絡や調査は不要であると担当者が誤った認識を持っていたこと及び相続人等への通知や費用弁償請求に係る事務処理について、組織として管理できていなかったことが原因である。

現状では、故人の情報を求めている相続人等や引取りを希望する相続人等に適切に情報が伝わらないことで、相続人等が故人を弔う機会等が遅延又は失われるリスク及び費用弁償請求を適時に行わないことにより、本市の財政に不利益が生じるリスクがある。

したがって、次のとおり指摘する。

[指摘事項1]

1. 大正区役所は、身元が判明している行旅死亡人について、相続人等への必要な通知が遅滞することがないように、組織的に管理する仕組みを構築し、運用されたい。
2. 浪速区役所は、住所が判明しているにもかかわらず連絡を取っていない遺族に対し、速やかに必要な通知を行われたい。また、担当職員に対し、身元が判明している行旅死亡人の相続人等への通知や費用弁償請求に係る事務処理について改めて周知徹底するとともに、必要な事務手続が確実に行われるよう、組織的に管理する仕組みを構築し、運用されたい。

第7 その他

留意すべき事項

本監査において、身元が判明している行旅死亡人が発生した2区役所の双方で、相続人調査や相続人等への通知及び費用弁償請求の事務処理について、事務の遅滞や実施漏れが判明した。

また、24区役所全てに行った予備調査では、身元不明の行旅死亡人に係る区告示が、手引きに記載された期限を超えて実施されている事例が複数見られた。

制度所管所属である福祉局が、上記事態の判明を受けて、事務処理のチェックシートを新たに作成して各区役所に提出を求めることなど、改善に向けた仕組みを構築したことを確認したところである。

各区役所は、行旅死亡人に係る事務について、法令や手引きを改めて確認し、遅滞なく事務処理を遂行されたい。

今後、福祉局においても、行旅死亡人に係る事務は発生頻度が低いことから、各区役所において事務処理の内容や手順等が引き継がれにくいことを踏まえ、手引きやチェックシートに留意点を記載するなど、適正な事務処理が行えるよう支援を強化されたい。

また、本監査において行旅死亡人に係る遺留金（以下「遺留金」という。）の処理状況を確認したところ、今回監査対象となった4区役所のうち3区役所において、必要な記録が失われているために相続人調査や弁済供託等の処理ができず、長期間保管されたままとなっている過去の遺留金があった。

このような遺留金について、令和5年度に実施した歳入歳出外現金等に関する事務の監査委員監査において、福祉局に対し、一時取扱金として半永久的に保管しなければならない事態を解消する手法を検討されたいとの意見を述べた。

福祉局は、上記監査結果を受けて法務局に対して行った相談結果に加え、弁済供託が困難な事案等についても福祉局が相談に応じることを各区役所へ伝達するなど、引き続き、遺留金の解消に向けて取り組まれたい。